

2025 年 9 月 マンスリーレポート

ワンストップ窓口への相談事例

(訪日外国人患者の医療費に関する公的補填制度について)

相談内容：

- 観光ビザで来日中のインド人患者について、患者は頭痛や吐き気で救急受診を繰り返しており、前は別の病院で十数万円を自費で支払ったとのことである。
- 患者は保険に未加入のため、今回の医療費負担についても支払いが困難である可能性があり、観光ビザで滞在する外国人に対する医療費の還付制度があるのか確認したい。

対応内容：

当窓口から以下を案内した。

- 公的補填制度について
国および大阪府において、観光ビザで入国した外国人向けの公的な医療費の補填制度はない。そのため、原則として医療機関にて患者本人様から医療費を徴収する必要がある。
- 海外旅行保険の確認について
まず、海外旅行保険の加入の有無を確認するように伝えた。加入している場合は、保険の適用範囲内であれば保険会社からの支払いが可能である。
- 未収対策について
医療費の未収とならないよう、友人や家族など、確実に連絡が取れる手段の確保を依頼した。
- 通訳サービスについて
患者とのコミュニケーションが必要な場合は、大阪府の通訳サービスが利用できることを案内した。

「大阪府 24 時間多言語遠隔医療通訳サービスの案内について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/osakagaikokujiniryo/gaikokujinincallcenter.html>

<補足>

患者が海外旅行保険への加入がない場合に考えられる、海外で受診した際の医療費の一部または全部が賄われ得るその他の手段として、以下も併せて確認するとよい。

- 患者が所有するクレジットカードの付帯サービス
- 患者が自国で加入している医療保険

以上

【本件に関する照会先】

大阪府ワンストップ相談窓口運営事務局

受託事業者：メディフォン株式会社（担当：小川、海野、吉川）

E-mail：onestop.soudan.osaka@mediphone.jp

TEL：050-3187-8648（こちらの番号は平日 9:00-17:00 のみ対応）